

I 都市の再生と個性ある地域の形成のための税制

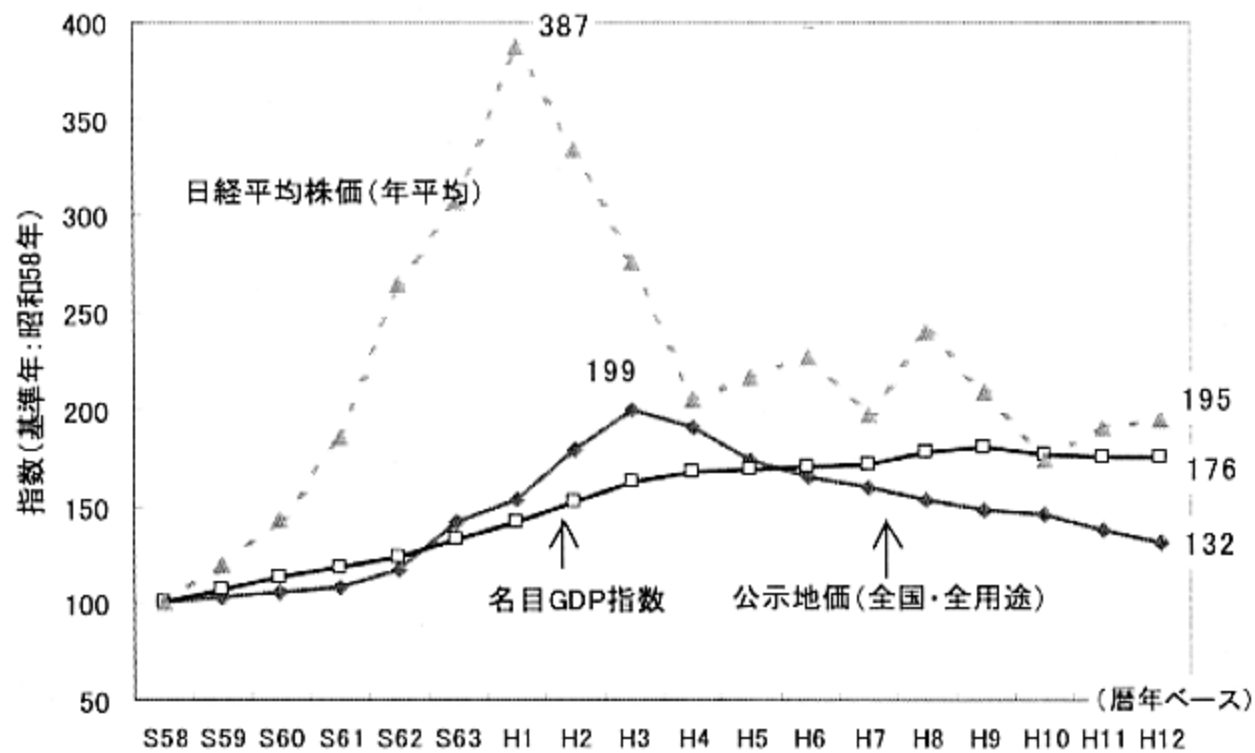
1 土地の流動化・有効利用の促進

- バブル対策や「土地神話」を前提として不動産に対して重課する制度を抜本的に見直し、市場中立的で安定的な税制を構築
- 不動産市場における流動化阻害要因を除去するとともに、不動産証券化を推進

土地を取り巻く環境の変化

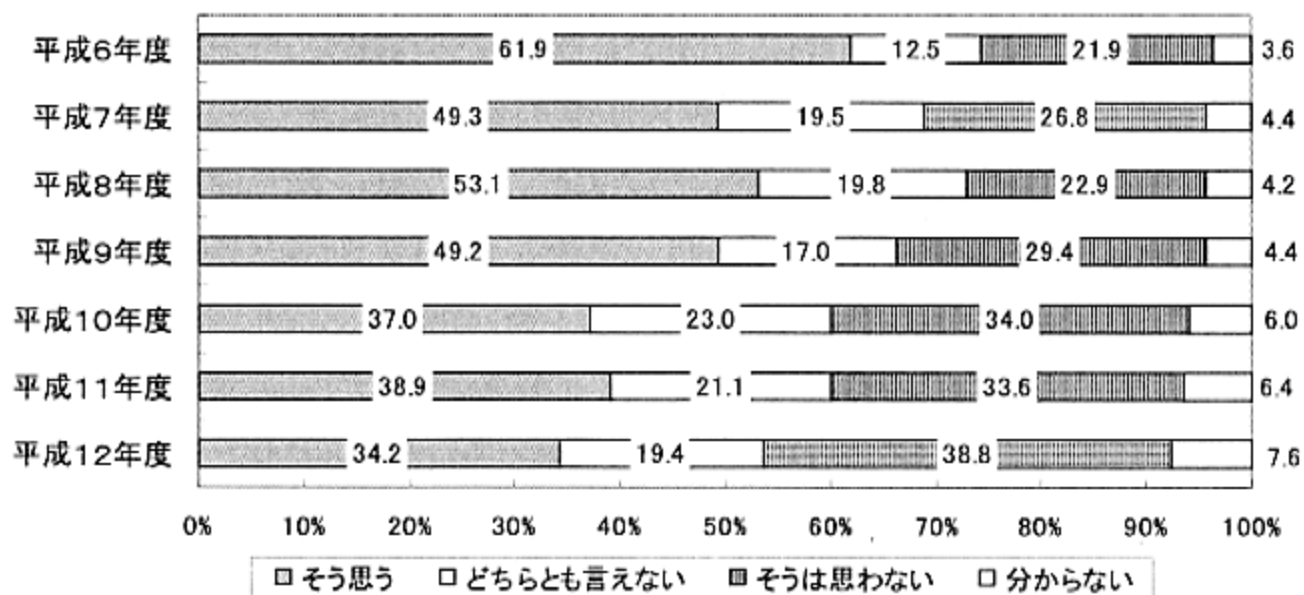
土地はただ持っているだけで価値が増すものだという
「土地神話」は成り立ち得ない状況。

○地価は10年連続下落。土地の「資産としての有利性」はもはやない。



○土地は預貯金や株式などに比べて有利な資産か？（意識調査）

→ 「そうは思わない」が、「そう思う」を、平成12年度に初めて上回る。



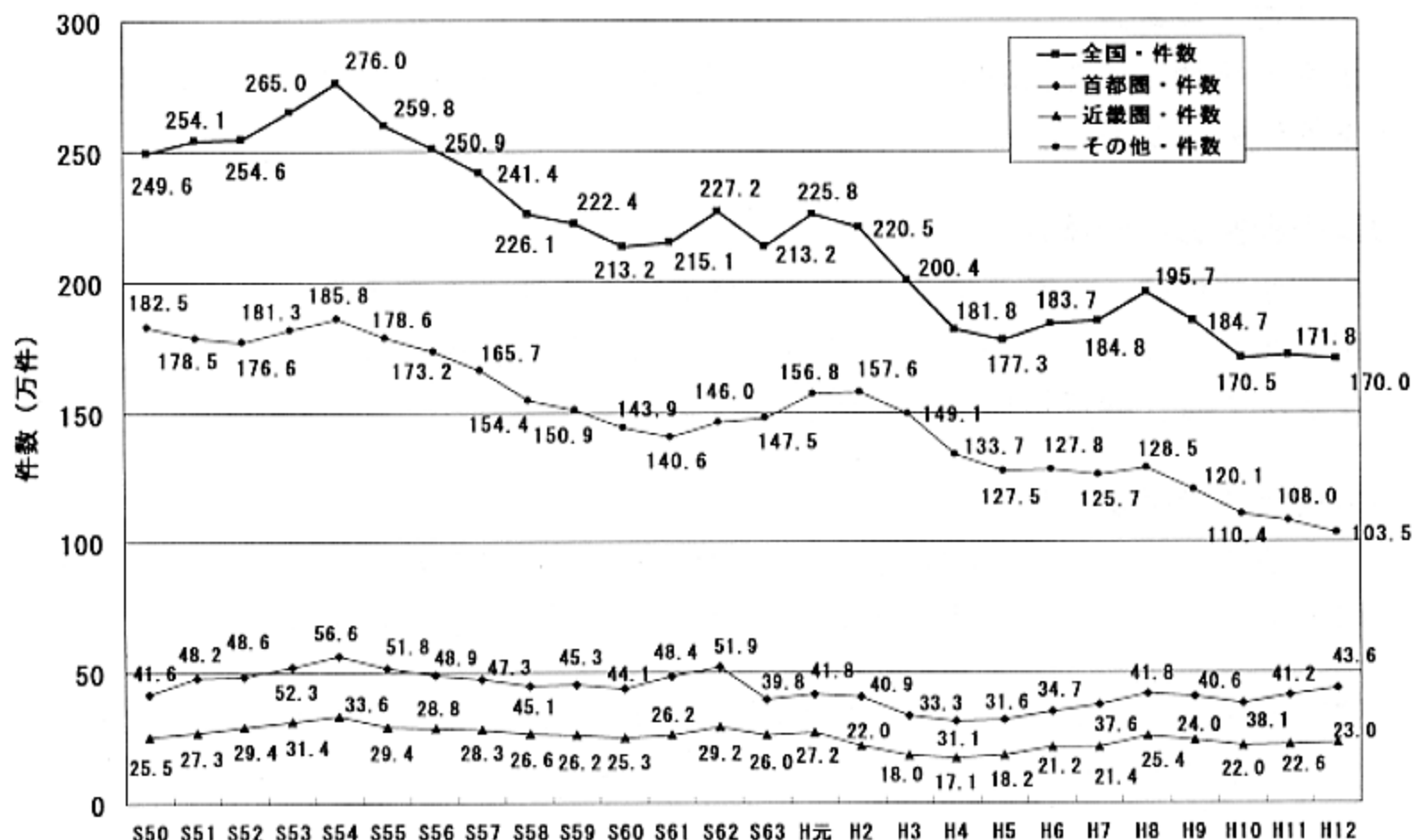
資料：国土交通省「土地白書」

低迷する不動産市場の状況

全国的にみて不動産市場は依然として低迷

↓
不動産市場を活性化し、土地の流動化・有効利用を図る必要。

売買による土地所有権移転登記件数（全国・地域別）



（出典）法務省「民事・訟務・人権統計年報」

【参 考】

緊急経済対策（抄）

平成13年4月6日
経済対策閣僚会議

第1章 基本的考え方

2. 取り組むべき課題 （前略）

また、バブル崩壊後における証券市場や不動産市場の低迷は、バランスシート調整を長引かせる要因となったが、同時に構造的な問題を浮き彫りにすることにもなった。（中略） 他方、不動産市場の低迷は、資源の有効利用を妨げ、適正な価格の形成も遅らせている。資産市場の抱えるこのような構造問題に取り組むことは、日本経済がダイナミックな成長を遂げていく上でも極めて重要な意味を持っている。